

農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業

募集要項

令和8年3月

(令和8年4月17日修正版)

名古屋市緑政土木局

■用語の定義

| | |
|----------|---|
| 募集要項等 | 農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業に関する募集要項、各要求水準書、対話実施要領、選定基準書、様式集、各協定・契約書（案）及びそれらに対する質問回答等、公募にあたって本市が公表・提供する一連の資料等の総称のこと。 |
| 法人等 | 法人及びその他の団体の総称のこと。 |
| 応募者 | 本事業に参加しようとする複数の法人等によって構成されるグループのこと。 |
| 構成企業 | 応募者となるグループを構成する法人等のこと。 |
| 代表企業 | 構成企業のうち、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等のこと。 |
| 優先交渉権者 | 本事業を実施する事業者として本市と協定・契約を締結するために優先的に交渉する権利を持つグループのこと。 |
| 整備運営事業者 | 本市と基本協定を締結のうえ、農業文化園・戸田川緑地(南地区)における DB 業務、指定管理業務、設置管理許可施設の管理運営を実施するグループのこと。 |
| 提案書 | 参加資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、受付締切日までに提出される書類及び図書、本市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。 |
| DB業務 | 農業文化園・戸田川緑地(南地区)の設計（基本設計及び実施設計）・建設（改修・解体撤去を含む）・工事監理を行う業務のこと。 |
| DB事業者 | 整備運営事業者のうち、DB業務を担う複数の構成企業からなるグループのこと。 |
| DB請負契約 | DB業務の実施にあたって、本市とDB事業者が締結する設計・建設・工事監理請負契約のこと。 |
| 指定管理者 | 整備運営事業者のうち、名古屋市議会での議決を経て指定を受け、戸田川緑地全域（とだがわこどもランドを除く）の指定管理業務を担う代表企業又は代表企業を含むグループのこと。 |
| 指定管理業務 | 指定管理にかかる本市との協定に基づき、指定管理料により実施する業務のこと。 |
| 指定管理基本協定 | 指定管理業務の実施にあたり、本市と指定管理者が締結する協定のこと。 |
| 自主事業 | 指定管理者としてではなく一法人等として、事業者自らの負担で施設の魅力向上や利用促進に資する事業のこと。 |
| 次期指定管理者 | 本事業における指定管理業務期間終了後の次期期間において指定管理者となるもののこと。 |
| 設置管理許可施設 | 設置許可施設と管理許可施設のこと。 |

| | |
|--------|---|
| 設置許可施設 | 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により本市が与える設置許可を受けて、整備運営事業者自らが独立採算で整備・運営する施設のこと。 |
| 管理許可施設 | 都市公園法第 5 条第 1 項の規定により本市が与える管理許可を受けて、整備運営事業者自らが独立採算で運営する施設のこと。 |
| 選定委員会 | 本事業に係る公募型プロポーザルにおいて事業者の選定に係る評価を行う委員会であり、名古屋市都市公園条例第 18 条の 6 に基づき設置されている「名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会」のこと。 |

目次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1章 | 募集要項の位置づけ等 | 1 |
| 1. | 事務局 | 1 |
| 2. | 受付時間 | 1 |
| 第2章 | 農業文化園・戸田川緑地と本事業の概要 | 2 |
| 1. | 農業文化園・戸田川緑地の概要 | 2 |
| 2. | 本事業の概要 | 3 |
| (1) | 事業の目的 | 3 |
| (2) | 魅力向上の考え方 | 3 |
| (3) | 事業イメージ | 3 |
| (4) | 事業スキーム | 5 |
| (5) | 費用負担 | 5 |
| 3. | 求める公園施設 | 6 |
| 4. | 事業期間 | 7 |
| (1) | DB（設計・建設・工事監理）にかかる期間 | 7 |
| (2) | 設置許可施設の整備にかかる期間（工事占用許可期間） | 8 |
| (3) | 指定期間 | 8 |
| (4) | 設置管理許可施設の運営にかかる期間（設置管理許可期間） | 8 |
| (5) | 想定スケジュール | 9 |
| 5. | 業務内容 | 10 |
| 6. | 実施方針 | 10 |
| (1) | 整備方針 | 11 |
| (2) | 運営方針 | 11 |
| (3) | 維持管理方針 | 11 |
| (4) | 景観形成方針 | 11 |
| (5) | バリアフリー方針 | 12 |
| (6) | 災害対応方針 | 12 |
| (7) | 環境配慮方針 | 12 |
| 第3章 | 事業の実施条件等 | 13 |
| 1. | 事業実施体制 | 13 |
| 2. | 建築可能面積 | 13 |
| 3. | 本市の負担額 | 13 |
| (1) | DB請負契約 | 13 |
| (2) | 指定管理料 | 14 |
| 4. | 使用料の納付 | 14 |
| 5. | 遵守すべき法令等 | 15 |
| 6. | 事業の実施状況のモニタリング | 15 |
| 第4章 | 応募者の構成・資格要件 | 16 |
| 1. | 応募者の構成等 | 16 |
| (1) | 応募者の構成 | 16 |
| (2) | 代表企業の選定 | 16 |
| 2. | 責任者の配置 | 16 |
| (1) | 事業統括責任者 | 16 |
| (2) | 業務責任者 | 17 |
| 3. | 資格要件 | 17 |
| (1) | 共通資格要件 | 17 |
| (2) | 代表企業の資格要件 | 19 |
| (3) | 設計業務を担当する企業の参加資格要件 | 19 |

| | | |
|------|-------------------------------|----|
| (4) | 建設業務を担当する企業の参加資格要件 | 20 |
| (5) | 工事監理業務を担当する企業の参加資格要件 | 21 |
| 4. | 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い | 21 |
| 第5章 | 応募の手続き等 | 23 |
| 1. | 募集等のスケジュール（予定） | 23 |
| 2. | 応募に関する手続き | 24 |
| (1) | 募集要項等の公表 | 24 |
| (2) | 追加資料の配布 | 24 |
| (3) | 募集要項等に関する質問の受付 | 24 |
| (4) | 募集要項等に関する質問に対する回答 | 24 |
| (5) | 応募申込（参加登録参加表明書、参加資格審査申請書類の受付） | 24 |
| (6) | 参加資格審査結果の通知 | 25 |
| (7) | 提案書作成にかかる現地調査 | 25 |
| (8) | 本公募に関する個別対話の実施 | 25 |
| (9) | 提案内容に関する競争的対話の実施 | 25 |
| (10) | 提案書類の受付 | 25 |
| (11) | 公募の中止 | 26 |
| 3. | 応募に関する留意事項 | 26 |
| (1) | 募集要項等の承諾 | 26 |
| (2) | 複数提案の禁止 | 26 |
| (3) | 追加資料の提出 | 26 |
| (4) | 失格事項 | 26 |
| (5) | 応募にかかる費用負担 | 26 |
| (6) | 提出書類の取扱い | 26 |
| (7) | 著作権 | 27 |
| (8) | 特許権等 | 27 |
| (9) | 応募の辞退 | 27 |
| 第6章 | 応募時の提出書類 | 28 |
| 1. | 応募申込書類 | 28 |
| 2. | 提案書 | 29 |
| 3. | 書類の作成方法 | 30 |
| (1) | 一般的事項 | 30 |
| (2) | ファイル | 30 |
| (3) | 用紙サイズ | 30 |
| (4) | 印刷方法 | 30 |
| (5) | 綴込方法 | 30 |
| (6) | 電子データ | 30 |
| 4. | プレゼンテーション資料の提出 | 30 |
| 第7章 | 事業者選定方法 | 32 |
| 1. | 選定委員会の設置 | 32 |
| 2. | 選定の方法等 | 32 |
| 第8章 | 本市と事業者の責任分担 | 33 |
| 1. | 基本的考え方 | 33 |
| 2. | 予想されるリスクと責任分担 | 33 |
| 第9章 | 契約・指定管理者の指定・許可申請に関する事項 | 36 |
| 1. | 事業統括責任者及び業務責任者の配置 | 36 |
| (1) | 事業統括責任者の配置 | 36 |
| (2) | 業務責任者の配置 | 36 |
| 2. | 基本協定 | 36 |
| 3. | DB | 36 |

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 4. | 設置許可施設の整備..... | 36 |
| 5. | 指定管理 | 36 |
| (1) | 指定管理者の指定..... | 36 |
| (2) | 協定の締結..... | 37 |
| (3) | 自主事業にかかる設置管理許可..... | 37 |
| 6. | 契約、許可申請等に伴う費用負担 | 37 |

第1章 募集要項の位置づけ等

本募集要項は、名古屋市（以下、「本市」という。）が、農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業（以下、「本事業」という。）において実施する公募型プロポーザル方式による事業者公募（以下、「本公募」という。）に関して、事業の内容、参加要件、応募・選定手続き、スケジュール等について定めるものです。

本募集要項は、本事業に係る他の資料等と一体をなすものです。

表1-1 資料一覧

| 募集要項 | |
|-------|-------------------|
| 別紙1-1 | DB業務に関する要求水準書 |
| 別紙1-2 | DB業務における提出書類一覧 |
| 別紙2-1 | 指定管理及び自主事業に関する事項 |
| 別紙2-2 | 指定管理者業務仕様書 |
| 別紙3 | 設置管理許可施設に関する要求水準書 |
| 別紙4 | 遵守すべき法令等 |
| 別紙5 | 対話実施要領 |
| 別紙6 | 選定基準書 |
| 別紙7 | 様式集 |
| 別紙8 | 基本協定書（案） |
| 別紙9 | DB請負契約書（案） |
| 別添1 | DB業務における資料集 |
| 別添2 | 指定管理業務における資料集 |

1. 事務局

名古屋市 緑政土木局 農政部 都市農業課

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電 話：052-972-4071

FAX：052-972-4141

E-mail：a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

2. 受付時間

窓 口：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日）（以下「休日等」という。）を除きます。）とします。

メール：24時間受付可能です。

第2章 農業文化園・戸田川緑地と本事業の概要

1. 農業文化園・戸田川緑地の概要

戸田川緑地は、水田地帯が広がる名古屋市南西部の戸田川流域に位置する総合公園で、「健康とスポーツの里」を全体テーマとし、とだがわの森や花の丘など四季を通して豊かな自然に触れることができる場所が多くあります。

農業文化園は戸田川緑地内に位置し、市民が「農」とふれあい、農業への理解を深めることができるよう、「農」の情報発信や体験する施設として栽培技術の指導など、「農」の振興・支援を行うための農業公園(※)になっています。

農業文化園を含む戸田川緑地は、本市が設置・管理してきた公の施設で、一体的に管理し、自然に恵まれたレクリエーション活動の場を市民に提供しています。

農業文化園・戸田川緑地(南地区)に関する詳細は、参考資料1「農業文化園・戸田川緑地(南地区)の現況等」を参照してください。

※本市では地域の特色を活かした3つの農業公園を設置しています。農業文化園の他に、東谷山フルーツパーク(守山区)、農業センター(天白区)があります。

| | |
|----------|--|
| 所在地 | 名古屋市港区春田野一丁目、二丁目、 西福田一丁目、西蟹田、 南陽町大字福田字西蟹田、字大儘、 大字西福田字猿島 中川区水里一丁目、富永一丁目、 富田町戸田 |
| 開園 年度 | 平成元年(1989年)【農業文化園】 平成6年(1994年)【戸田川緑地】 |
| 公園 面積 | 33.71ha (内訳) 農業文化園 2.54ha 戸田川緑地(南地区) 10.81ha (中央地区右岸) 10.88ha (中央地区左岸) 6.85ha (北地区右岸) 2.63ha |
| 都市 計画 | 農業文化園／第2種住居区域 戸田川緑地／市街化調整区域 |



【農業文化園・戸田川緑地】

(出典：名古屋市都市計画情報提供サービス)

2. 本事業の概要

(1) 事業の目的

農業文化園は、市内随一の農業地域である南陽地域に、本市 3 番目の農業公園として平成元年に開園しました。戸田川緑地（南地区）は、農業文化園と一体となって農業と自然にふれあうゾーンとして平成 6 年に開園し、これまで多くの市民に親しまれてきましたが、開園後 30 年以上が経過する中、施設の老朽化や来園者の利便性への対応など、運営や管理等において様々な課題が生じてきています。

一方、農地の位置付けなどの方針が示されることにより、農業公園には、地域性を活かした景観形成やより市民が気軽に農を楽しめる機能などが、公園緑地には、魅力あるみどりのまちの形成や子育て・教育など、それぞれが持つ多面的機能の発揮が求められています。

これらの状況を踏まえ、農業文化園・戸田川緑地（南地区）を新たな農業公園として、農業地域という立地環境や芝生広場、とだがわこどもランドなどを有する施設の特徴を活かすとともに、民間活力を取り入れながら、地元農産物を購入したり味わったり、気軽に農を体験できるサービスや自然を満喫できる遊びなど、市民がみどりの中で農や自然とふれあい、1 日中楽しむことができる、地域の誇りとなる公園の再整備を目指します。

(2) 魅力向上の考え方

| 目指す公園像 | 農と自然にふれあい、まなび・あそび・元気になる公園 | | |
|--------|--|---|--|
| 再整備の方針 | | | |
| | 農を体感する | こどもが成長する | みどりをを感じる |
| | 農と触れ合うきっかけや農の体験の場となる空間 ・ 農を実際に体験する ・ 多様な人が農を知る | 地元農産物を楽しむ空間 ・ 地元野菜を買う、味わう ・ 農業イベント等を楽しむ | こどもたちがみどりの中で遊びながら成長できる空間 ・ 幅広い年齢のこどもたちが遊ぶ |
| | 体験 | 楽しむ | 多様な人がみどりの中で身体と心が元気になる空間 ・ みどりの中で過ごす |

※上記に基づく再整備による魅力向上を図り、年間来園者数 120 万人を目指します。

(3) 事業イメージ

本事業による公園施設の整備については、本市が資金調達し、事業者が設計・建設・工事監理等を一体的に行う **DB（設計施工一括発注方式）** による既存施設の撤去及び南地区全体の整備と、任意提案として事業者が資金調達し、設計・建設・管理運営を一体的に行う設置許可施設の設置を組み合わせ実施します。なお、基盤施設、インフラ施設、及び管理許可施設（売店施設、飲食施設、駐車場等）については、DB 業務により整備を行います。

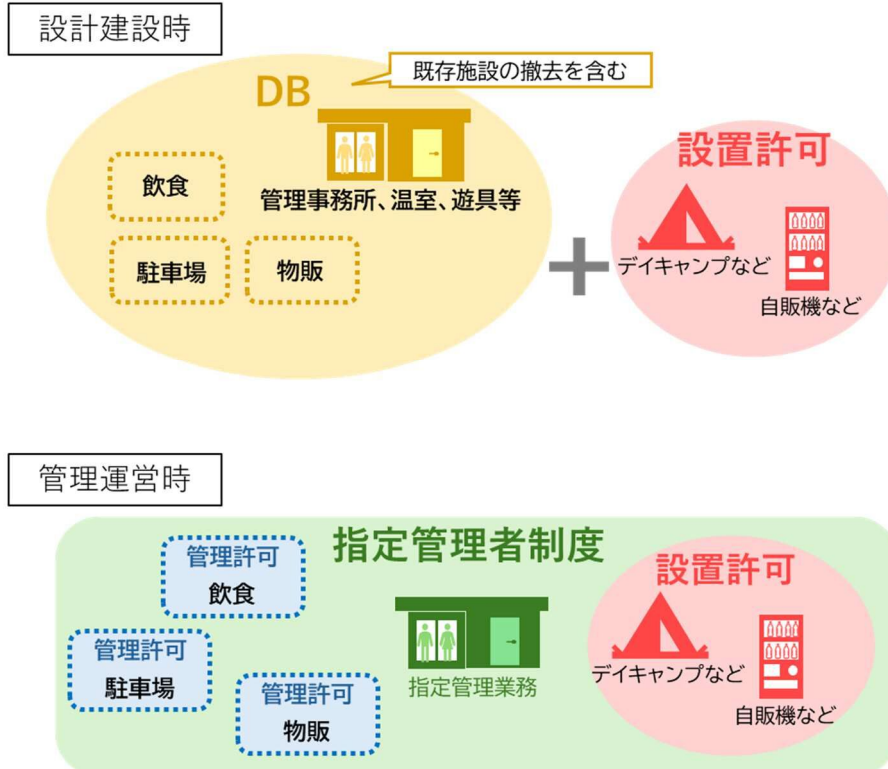
また、管理運営については、本市が資金調達し、事業者が管理運営を行う **指定管理者制度** により、戸田川緑地全体（とだがわこどもランドを除く）の維持管理運営を実施します。ただし設置管理許可施設については、指定管理者の自主事業として事業者の負担による維持管理運営を実施します。

(事業区域図)



(名古屋市都市計画基本図 (R2-R3) を一部加工)

(事業イメージ図)

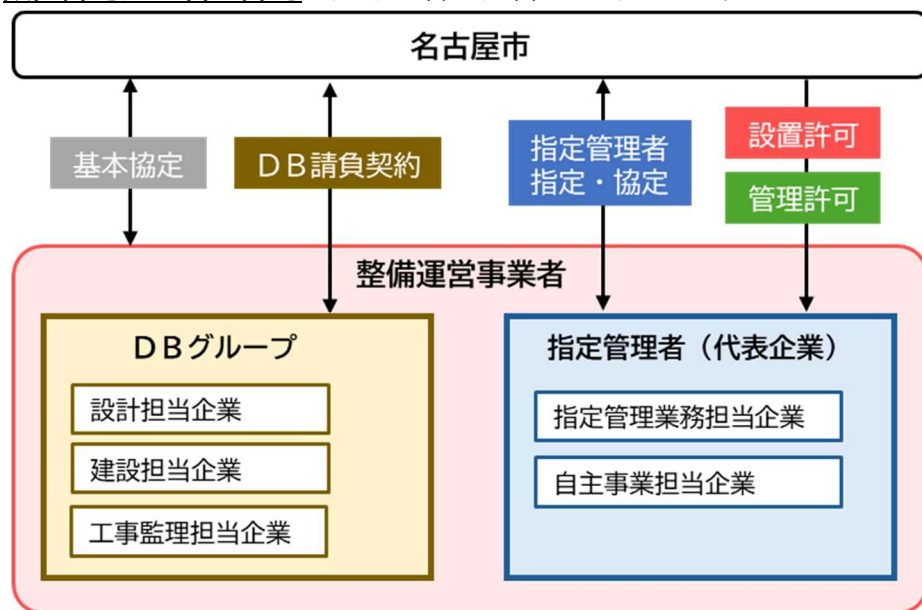


(4) 事業スキーム

本市は、本公募において選定された整備運営事業者と締結する**基本協定**に基づき、整備運営事業者のうち DB グループと **DB 請負契約**を締結します。

設置許可施設として、整備運営事業者の任意提案により、本公園の目的に逸脱しない範囲で、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）に定める休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設等の設置が可能です。設置許可施設の整備にあたっては、本市から工事占用許可を受けてください。

公園施設の維持管理については、整備運営事業者のうち指定管理グループを**指定管理者**として**指定し、指定管理基本協定**を締結します。DB 請負契約に基づき整備した収益施設及び事業者の負担により設置した施設については、指定管理自主事業として、本市から**設置許可又は管理許可**を受けて管理運営してください。



(5) 費用負担

本市と事業者の費用負担等の詳細条件については、「第3章 3.本市の負担額」を参照してください。

表2-1 費用負担

| 項目 | | 費用負担 | 本市の負担する 上限金額 | |
|------|--------|-------|-----------------|---|
| DB | 設計 | 市 | 2,940,000 千円 | |
| | 建設 | 市（※1） | | |
| | 工事監理 | 市 | | |
| 設置許可 | 設計・整備 | 事業者 | — | |
| 指定管理 | 指定管理業務 | | 年間 199,700 千円 | |
| | 自主事業 | 設置許可 | 事業者 | — |
| | | 管理許可 | 事業者 | — |

※1 管理許可施設にかかる基本的な施設整備は DB 業務（本市の費用負担）で実施し

ます。詳細については、別紙 1-1「DB 業務に関する要求水準書」を参照してください。

本事業の DB 業務は、地域未来交付金制度要綱（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 30 号及び府地事第 54 号、7 農振第 2446 号、20260127 財経第 2 号、国総政第 54 号並びに環政総発第 2602032 号）及び同交付金にかかる交付要綱、並びに同交付金にかかる事務連絡（以下、制度要綱等）に従い実施します。制度要綱等にかかる交付金が、国から本市に交付されることを条件に事業を行います。DB 事業者は、本市の制度要綱等にかかる事務手続きに協力するものとします。

3. 求める公園施設

表 2-2 求める公園施設

| 施設名 | 将来イメージ | 期待する施設の機能 |
|------------|---|---|
| 管理事務所 | 駐車場からアクセスしやすく、初めての公園利用者や農体験利用者へわかりやすい案内誘導を提供する窓口。 | 農体験の受付等の機能を担うとともに、園内イベントや周辺の貸農園、地元野菜の紹介など情報発信する機能を期待します。 |
| 売店施設 | 多くの公園利用者が立ち寄り、施設自体が目的地となるような、単に地元農産物を販売するだけでなく、生産者である地元農家との交流が生まれる拠点施設。 | 地元農産物や加工品の販売に加え、飲食施設や展示施設等と連携した都市農業の PR につながる役割を期待します。 屋外で移動販売したり、イベントを開催したりできるようマルシェ広場の整備を期待します。 |
| 飲食施設 | 公園の更なる魅力及び賑わいの向上に資する憩いや癒しの空間。 | 自然景観と調和した開放的な空間により、利用者に憩いや安らぎを提供するとともに、独自性や差別化による集客が期待できる飲食の提供を期待します。 地元農産物を活用等により、都市農業の PR につながる役割を期待します。 |
| デイキャンプ施設 | 開放感を感じながら、家族や友人同士と楽しい時間を共有できる賑わい交流空間。 | 初心者でも気軽に安心してバーベキューやキャンプを楽しめ、公園全体に賑わいが広がるような施設整備を期待します。 |
| 展示室 講習室 | 楽しみながら農業の理解を深め、都市農業の普及啓発を促進する情報発信拠点。 | 現在の農業科学館の代替機能として、展示や学習等を通じて、農業や地元で生産される農産物について理解を深める施設提案を期待します。 楽しみながら農を学べる展示や工夫を期待します。 |

| | | |
|------|---|--|
| 駐車場 | 利用者の目的に応じて駐車 が分散される、利便性の高 い適切な駐車場配置。 | 公園敷地が南北に長く、とだがわこどもラ ンドに近い駐車場から埋まってしまい、周 辺道路の渋滞が発生してしまう問題を解決 するため、施設配置の分散とそれに合わせ た駐車場配置の提案を期待します。 |
| 広場 | 遊びやイベント等のレクリ エーションを楽しめたり、 快適に憩いや休息を過ごせ たりできる開放的な空間。 | 来園者の動線を踏まえた効果的な配置のも と、来園者が長く滞在し、公園の効用をより 感じられるような憩いや癒しの場所であつ たり、キッチンカーの出店やイベント、マル シェなどの多様な用途に活用できるような 施設提案を期待します。 |
| 園路 | 施設間の回遊を促進し、高 齢者や障害者、子ども連れ など多様な利用者が快適に 利用できる移動空間。 | 適正な幅員や勾配を確保するなど、バリア フリーに対応するとともに、歩きやすい舗 装やウォーキングを誘う植栽整備など、公 園内の回遊促進によるエリア全体の賑わい につながる施設提案を期待します。 |
| 遊具 | 幅広い年代の子どもが元気 に遊び、チャレンジ精神や 達成感などを得られる遊 具。 | 野菜を模したデザインにするなど、農に親 しむことができ、本公園のランドマークと なるような幅広い年代の子どもが遊べるア スレチック要素の高い施設提案を期待しま す。 |
| 体験農園 | 地元農産物を販売する売店 施設とも連携を図りなが ら、農と触れ合うきっかけ や食への感謝の気持ちを育 む農の体験空間。 | 既存の炊事棟を野菜や道具等の洗い場とし て活用し、十分な空間のもと、学校などの団 体利用にも対応できるような施設提案を期 待します。 |

4. 事業期間

本事業の期間は、基本協定の締結日から令和 27 年 3 月 31 日までとします。

各業務の事業期間にかかる条件は以下のとおりです。なお、各業務の遅延により供用開始が遅れる又は早期竣工により供用開始時期が早まる場合は、事前に本市と協議を行い、承認を受けてください。

(1) DB（設計・建設・工事監理）にかかる期間

DB 業務による公園施設の設計・建設については、原則として DB 請負契約の締結から令和 12 年 2 月 28 日までに実施してください。なお、DB 請負契約の締結にあたっては名古屋市議会の議決が必要であり、契約に係る議案は令和 9 年 2 月定例会に提出する予定です。

また、設計、建設にかかる事業スケジュールは下記を想定しています。

表2-3 事業スケジュール

| 事 項 | 予定する期間 |
|------|-----------------|
| 設計 | 契約締結日～各建設業務着手前 |
| 建設 | 実施設計完了～令和12年2月 |
| 開業準備 | 令和12年2月～令和12年3月 |
| 供用開始 | 令和12年4月1日（原則） |

(2) 設置許可施設の整備にかかる期間（工事占用許可期間）

任意提案により実施する設置許可施設の整備は、工事占用許可の許可日から、原則、令和12年3月31日までに実施してください。なお、工事占用許可申請にあたっては、DB業務のうち設計業務が完了していることを条件とします。

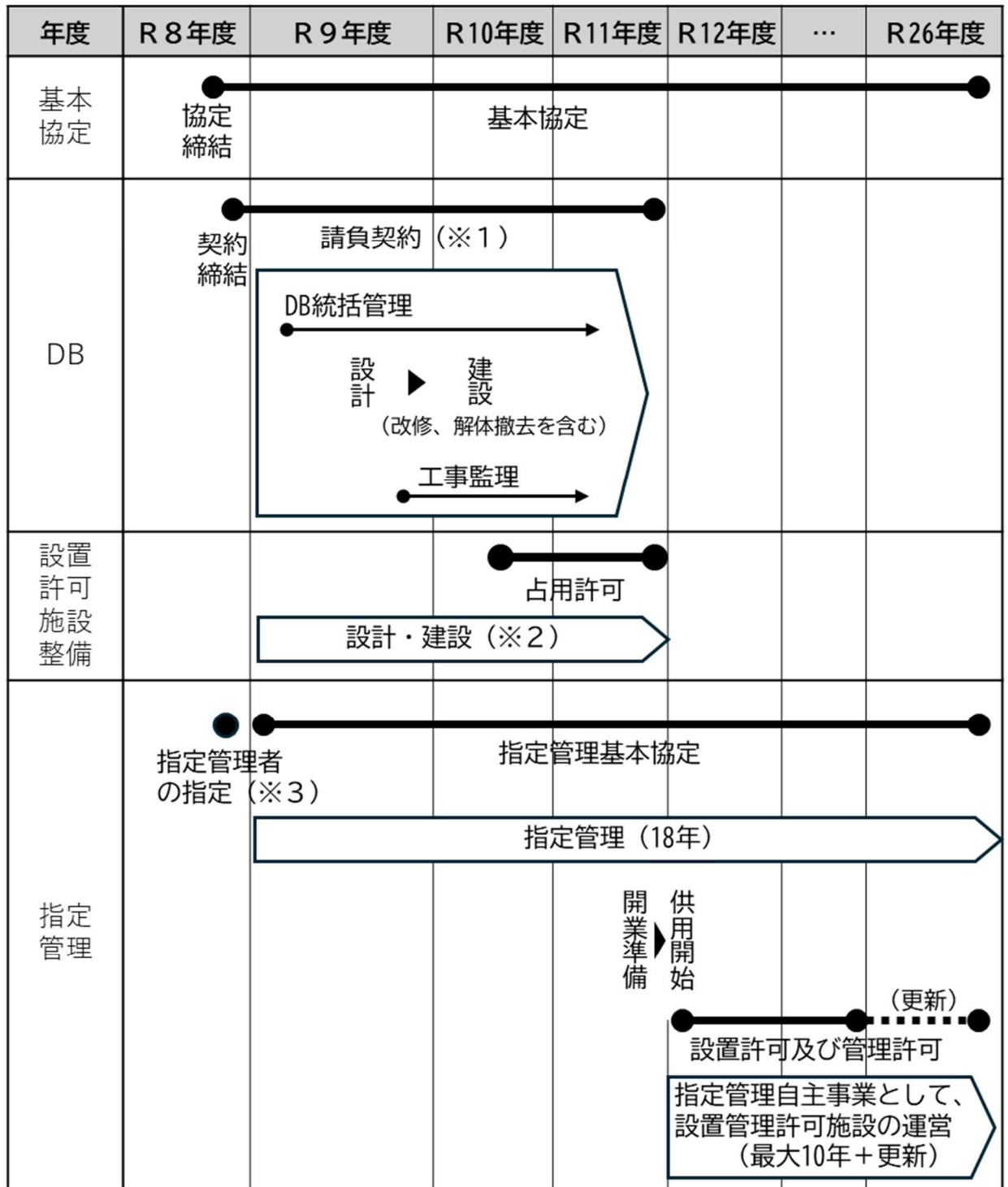
(3) 指定期間

指定管理業務の期間は、事業期間内において指定管理業務の開始する令和9年4月1日から令和27年3月31日までの18年間とします。

(4) 設置管理許可施設の運営にかかる期間（設置管理許可期間）

設置管理許可施設の運営にかかる許可期間は、指定期間内において、対象施設の供用開始日から最長10年間とし、許可の更新を行う場合は、許可期間終了前に改めて申請を行ってください。なお、許可の更新は最長で事業期間終了日までとします。許可期間には、事業の終了に伴う原状回復にかかる期間も含まれます。

(5) 想定スケジュール



- ※1 DB 請負契約の締結にかかる名古屋市議会への議案の提出を、令和9年2月定例会に行う予定です。議決までは仮契約となります。
- ※2 現場着工には、本市の工事占用許可が必要です。
- ※3 指定管理者の指定にかかる名古屋市議会への議案の提出を、令和8年11月定例会に行う予定です。

5. 業務内容

整備運営事業者は次の業務を行うこととします。なお、各業務内容の詳細は、別紙 1-1「DB 業務に関する要求水準書」、別紙 2-1「指定管理及び自主事業に関する事項」、別紙 2-2「指定管理者業務仕様書」、別紙 3「設置管理許可施設に関する要求水準書」を参照してください。

表 2-4 業務内容

| 項目 | | 業務内容 |
|------|---------------------|---|
| DB | 設計 (基本設計及び実施設計) | [現況調査、設計図作成、数量計算、積算、施工計画] ・事業において整備する構造物又は施設が要求水準を満たし、工事を完成するために必要な項目、施工目的物を最も合理的に施工できるように、施工条件、施工管理、安全管理、環境配慮等に十分留意して設計を行う。 |
| | 建設 (改修・解体撤去等を含む) | [工事調整、設計図書照査・現地調査、施工計画、工事、施工管理] ・設計図書に基づいて仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段を予め定めた上で、工事着手する。 |
| | 工事監理 | [工事監理] ・設計図書に基づく建設(改修・解体撤去を含む)業務が DB 業務に関する要求水準書、提案書及び各種法令等に合致し、適切に実施されているかを確認する。 |
| 設置許可 | 設計・建設 | ・DB 請負契約に含まれない施設について、任意提案により、本市から工事占用許可を受け、工事着手する。 ・デイキャンプ施設は、必須の事業として、本市から工事占用許可を受け、工事着手する。 ・管理運営については指定管理自主事業として実施する。 |
| 指定管理 | 指定管理業務 | ・本市から指定管理者の指定を受け、農業文化園・戸田川緑地全体の維持管理運営業務を行う |
| | 自主事業 | ・必須の事業として管理許可施設(売店施設・飲食施設、デイキャンプ施設、サービスセンター、駐車場)の管理運営を行う。 ・任意提案による設置管理許可施設の管理運営を行う。 |

6. 実施方針

本事業にかかる実施方針は次のとおりです。

(1) 整備方針

- ア 市民の農への関心を高め、みどりの中で多様な世代が一日中楽しむことができる公園とする。
- イ 広大な芝生広場やとだがわこどもランドを有する都市公園としての魅力を最大限に発揮し、年間を通じて、賑わいや交流が生み出される公園とする。
- ウ 南地区全体の回遊性が向上するような施設の配置及び空間を演出する。
- エ 公的基準に従って整備し、耐久性が高く、維持管理コストの少ない施設とする。

(2) 運営方針

- ア 農の情報発信や振興・支援など、農業公園としての使命に即し、創意工夫のある企画や質の高いサービスを提供する。
- イ 地元農家等と連携した朝市や直売、飲食などにより地産地消を推進するとともに本市内の農業公園である農業センター及び東谷山フルーツパークとの連携を図る。
- ウ 自然環境を保護し、西の森や園内花壇等を保全するため、周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進するなど、参加型の運営を目指す。
- エ 公園利用者の満足度を高め、変化し続ける多様な価値観やニーズに応えるため、公園利用者の声を積極的に取り入れる。
- オ 各種ソーシャルメディア等を積極的に活用するなど、公園全体で一体的、効果的な広報PRを推進する。
- カ 利用案内、施設案内など情報サービスを充実するとともに、実施にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安心して楽しめる運営を推進する。

(3) 維持管理方針

- ア 施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施設や各設備に応じた年間計画を作成し、点検・管理を行う。
- イ 園地や植物の管理については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮した、より質の高い維持水準を保てるよう年間管理計画を作成し、管理を行う。
また、なごや西の森づくりとして苗木から森を育てていることを踏まえ、適切な育成管理を行う。
- ウ 農家や地域住民など周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型で効率的な維持管理を目指す。

(4) 景観形成方針

- ア 親しまれてきた芝生広場や花々、サクラ、クスノキ、ケヤキなどによる美しい緑の景観をより一層向上させるために、過密化した視認性を妨げる樹木や病害虫等により樹勢が衰退している不健全樹木を撤去、間伐するなど、戸田川沿いの立地を活かしながら魅力向上を図る。
- イ 開園後30年にわたり多くの市民に親しまれてきた都市公園として、公園全体で統一された憩いを感じる空間を演出する。

ウ 体験農園や関連施設を農業景観として公園のデザインに取り込み、四季を通じて農業公園らしさを感じられるようにする。

(5) バリアフリー方針

ア 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年名古屋市条例第10号）」、「福祉都市環境整備指針（名古屋市）」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」に基づき、移動円滑化園路を計画した上で、各施設のユニバーサルデザインによる整備を推進する。

イ 年齢や国籍、性別の違い、障害の有無にかかわらず、誰もが安全で安心して過ごせるサードプレイスを形成するため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

(6) 災害対応方針

ア 「名古屋市地域防災計画」「震災に強いまちづくり方針～名古屋市防災都市づくり計画～」に基づき、広域避難場所としての機能を確保するとともに、防災訓練や防災教育などの場として活用する。

イ 火災、地震、風水害等の防災、災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、発災時には、利用者の安全確保、避難誘導に努める。

(7) 環境配慮方針

ア 「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の計画策定趣旨に鑑み、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みに寄与する施設とする。

イ 「生物多様性2050なごや戦略」の計画策定趣旨に鑑み、生物多様性に配慮し、生き物と共生する持続可能な都市なごやの実現に向けた取り組みに寄与する施設とする。

第3章 事業の実施条件等

1. 事業実施体制

本事業は、原則、整備運営事業者により直接実施していただきます。

ただし、整備運営事業者が直接処理することが困難な場合もしくは委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で本市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、構成企業以外の第三者に業務の委託又は請負を行わせることができます。

第三者に業務の委託又は請負を行わせる場合、あらかじめ本市に書面で届け出て、承認を得てください。また、整備運営事業者の責任において、当該委託先又は請負先の事業者の本募集要項をはじめとした事業者募集に関する資料、本事業にかかる各契約等を遵守させることとします。なお、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、すべて、整備運営事業者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、整備運営事業者の責任において負担するものとします。

2. 建築可能面積

公園内に新たに設置可能な建築面積の上限は名古屋市都市公園条例第3条の4及び第3条の5に基づき、提案された施設の種類により公園面積の2%から10%の範囲で設定します。

3. 本市の負担額

(1) DB請負契約

DB業務にかかる、本市が負担する上限額は以下のとおりです。上限額には、消費税及び地方消費税を含みます。

ただし、予算措置について市議会で可決されることを前提条件とします。

| | | 本市負担上限額 |
|--------|------------|-------------|
| 拠点整備 | 設計、建設、工事監理 | 2,067,000千円 |
| インフラ整備 | 設計、建設、工事監理 | 873,000千円 |

※拠点整備とは、建築物の新築や既存建築物の改修・解体・撤去、駐車場や案内板の整備に関する費用。

※インフラ整備とは、駐車場や案内板の整備を除く公園整備に関する費用。

※地域未来交付金制度要綱等に従い拠点整備費用をインフラ整備費用へ流用することはできません。

上記の支払いのうち、前払金、中間前払金、部分払金に関する事項については、以下

による他、DB 請負契約書において定めるものとします。

| | |
|-------|--|
| 前払金 | <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の設計出来高予定相当額の 3 割以内 ・各年度の工事出来高予定相当額の 4 割以内 |
| 中間前払金 | <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の工事出来高予定相当額の 2 割以内 |
| 部分払金 | <ul style="list-style-type: none"> ・各年度の設計出来高予定相当額の 9 割以内 ・各年度の工事出来高予定相当額の 9 割以内 ・各年度の工事監理出来高予定相当額の 9 割以内 |

※前払金、中間前払金、部分払金の支払回数は年度ごとに 1 回とし、中間前払金の請求を行った場合は、部分払の支払請求は不可とするが、各年度末の出来高部分に対する支払い請求は可とする。

上限額は令和 8 年 3 月時点の単価期別とし、賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、本市と整備運営事業者で協議の上、明確な数量根拠等に基づき、その金額を変更する場合があります。

なお、詳細は国土交通省の運用マニュアルに準じるものとし、変更の際に用いる物価指数等は以下を基本とします。

| | |
|----------------|--|
| 設計業務 工事監理業務 | 設計業務委託等技術者単価（国土交通省）の技師（C）を物価指数等とします。 |
| 建設業務 | 建設工事費デフレーター（建設総合_土木総合_公共事業_土木 1(除く災害復旧)_公園）、（建設総合_非木造非住宅）、建設資材物価指数、建設物価指数を物価指標等とします。 |

(2) 指定管理料

指定管理業務にかかる本市の負担上限額は以下のとおりです。上限額には、消費税及び地方消費税を含みます。

ただし、各年度の予算措置について市議会で可決されることが前提条件とします。

| | |
|-----------|---------------|
| 指定管理料の上限額 | 年間 199,700 千円 |
|-----------|---------------|

4. 使用料の納付

新たに整備する戸田川緑地（南地区）の設置管理許可施設について、整備運営事業者は自ら提案した設置管理許可使用料を本市に支払っていただきます。

屋外に設置する自動販売機を除くすべての設置管理許可施設の使用料の総額については、以下の上限額を超えない範囲で提案をしてください。

| | |
|---|---------------|
| 設置管理許可施設の使用料総額の上限額 (屋外に設置する自動販売機を除く) | 年間 283,248 千円 |
|---|---------------|

屋外に設置する自動販売機の使用料は、以下のとおりとします。

| | |
|------------------|---------------|
| 屋外に設置する自動販売機の使用料 | 年間 21,000 円/㎡ |
|------------------|---------------|

設置管理許可使用料にかかる条件の詳細については、別紙3「設置管理許可施設に関する要求水準書」を参照してください。

5. 遵守すべき法令等

整備運営事業者は、本事業の実施にあたり別紙4「遵守すべき法令等」に記載の法令等をはじめ必要とされる関係法令、条例、規則、要綱等を遵守してください。なお、記載のない各種関係法令等についても同様です。

また、各種関係法令等は最新のものを用いることとし、本事業の契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改訂されたものを適用してください。なお、締結後の改定については、その適用について協議するものとします。

6. 事業の実施状況のモニタリング

事業者が契約や協定等に定められた業務を適切かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するため、事業者による自己点検等(セルフモニタリング)に加え、本市による本事業の実施状況の確認等(モニタリング)を行います。詳細については別添資料D1「モニタリング基本計画書」、別紙1-1「DB業務に関する要求水準書」、別紙2-1「指定管理及び自主事業に関する事項」、別紙2-2「指定管理者業務仕様書」を参照してください。

なお、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担するものとしますが、事業者によるセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担によるものとします。

第4章 応募者の構成・資格要件

1. 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、本事業に参加しようとする複数の企業等によって構成されるグループとしてください。同一の企業が複数の業務を兼ねて実施すること、また同一の業務を複数の企業で実施することも可能です。
- イ 応募者のうち、DB 業務を担当するグループを設定してください。本市は当該グループと DB 請負契約を締結します。
- ウ 応募者のうち、指定管理業務を担当する単独の企業又はグループを設定してください。本市は、当該単独の企業又はグループを指定管理者として指定します。
- エ 応募者の構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることは認めません。また、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできません。
- オ 応募者の構成企業及びこれらの企業と資本金面若しくは人事面において関係のある者は、他の応募者の構成企業になることができません。なお、「資本金面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。

(2) 代表企業の選定

- ア 応募者は、構成企業の中から代表企業を定め、参加表明時に明らかにしてください。
- イ 代表企業は、各業務を統括する業務のほか、本事業に係る資格審査の申請、応募手続き及び優先交渉権者となった場合の契約協議等本市との調整・協議等における窓口役を担い、本事業に係る業務の全てについて責任を負うものとします。
- ウ 本事業は、複数の事業スキームを組み合わせた複雑な事業であり、事業者の役割は、既存施設の改修・撤去から新規施設の設計、建設、工事監理、維持管理運営までを含む多様な役割により構成されています。そのため、代表企業には提案段階から、企画経営力、構成企業のとりまとめといったリーダーシップ等、様々な能力を発揮し、長期間にわたる本事業を確実に実施する、プロジェクトマネジメントを特に期待しています。
- エ 代表企業の変更は認めません。

2. 責任者の配置

本事業の実施にあたっては、事業全体を統括する責任者、及び各業務の責任者を配置していただきます。責任者の配置条件は以下のとおりです。

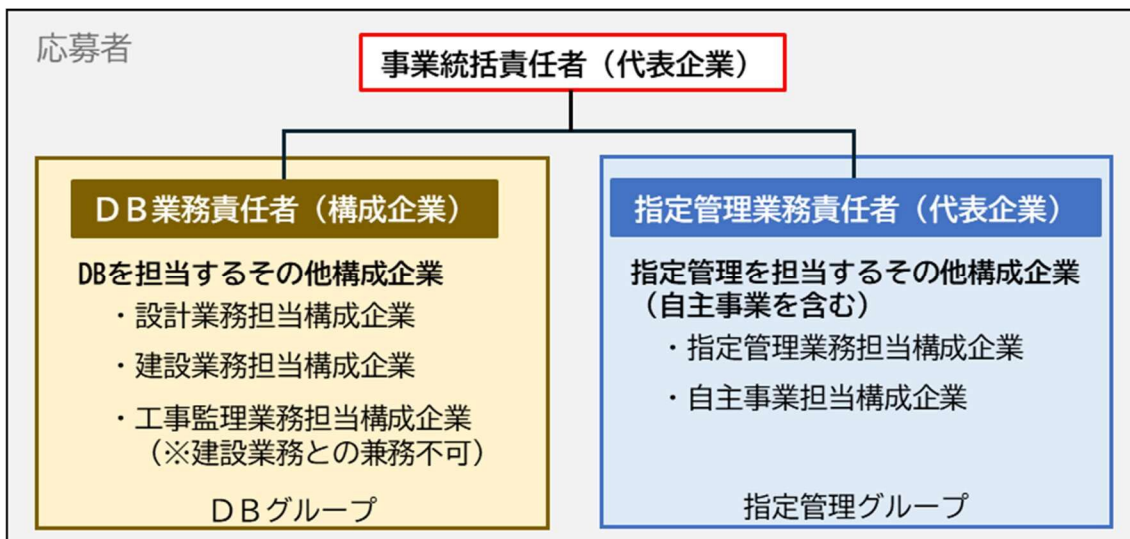
(1) 事業統括責任者

- ア 代表企業が直接雇用する正社員を事業統括責任者として配置し、事業期間全体にわ

- たり本事業の業務全てを統括してください。
- イ 事業統括責任者は、本事業に係る総合窓口として、日常的に本市や各業務の担当企業と積極的にコミュニケーションをとるように努め、事業の進捗や課題等の共有、本市や事業者間の調整を実施してください。
- ウ 事業統括責任者は、本事業に関わる各種打合せ等への出席、本市に提出する各種計画書、事業報告書等について、事前の確認等を実施してください。
- エ 事業統括責任者は業務全体を一元的に管理できるよう、各構成企業との連携・役割・責任分担が明確にわかるような業務実施体制を構築してください。

(2) 業務責任者

- ア DB 業務を担当するグループの構成企業が直接雇用する正社員を DB 業務責任者として配置し、DB 業務全般の管理監督を行ってください。
- イ 代表企業が直接雇用する正社員を指定管理業務責任者として配置し、指定管理（指定管理業務及び自主事業）全般の管理監督を行ってください。
- ウ DB 業務責任者及び指定管理業務責任者は、相互に協力して各業務を実施してください。
- エ 業務責任者の役割については、各要求水準書を参照してください。



3. 資格要件

次に掲げる資格要件を満たさない構成企業は、応募資格を有しません。また、各資格要件を満たさない構成企業を含む応募者も応募資格を有しません。

(1) 共通資格要件

資格要件は、申請書類の提出期限の日(以下「参加資格要件確認基準日」という。)をもって確認を行います。(オ、セを除く)

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 募集要項等の公表を開始した日から優先交渉権者の選定結果の通知の日（以下「選定日」といいます。）までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がない者であること。
- カ 最近の 2 年間において、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします）。
- キ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから 2 年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除きます。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
- ケ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者でないこと。
- コ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者。
- サ 本事業の選定委員会の委員が属する組織、法人等又はその組織、法人等と資本面若しくは人事面において関連がない者。「資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者」とは、次の者をいう。
- （ア）親会社等と子会社等の関係にある者（親会社等及び子会社等の範囲については会社法の定めによる。）
- （イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある者
- （ウ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- （エ）上記のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配される関係にあると認められる者
- シ 本市が本事業に係る業務を委託している「株式会社テイコク」及びその関連企業でないこと、当該業務委託において提携関係にない者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者。
- ス 応募者の構成企業及びこれらの法人と資本面若しくは人事面において関係のある者が、他の応募者に構成企業として参加していない者。なお、「資本面において関係のある者」とは、当該法人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該法人の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

セ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行経第 9 号）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

※ 暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、優先交渉権者に選定された後においても、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として契約の解除及び指定の取り消しを行います。

(2) 代表企業の資格要件

ア 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づいて実施する事業（以下「PFI 事業」という。）または類似事業（公共施設の整備を含む官民連携事業及び指定管理者による施設の維持管理・運営事業）において、単独またはグループの構成企業として参画した実績が 1 件以上あること。なお、当該実績には、参加資格要件確認基準日において履行中の実績も含むものとする。

イ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に、1 年間以上の期間に渡り、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上又は都市公園（地区公園以上）と類似した公共施設等の維持管理業務及び運営業務（利用者の受付・案内等、運営業務において主要となる業務）の実績が 1 件以上あること。

(3) 設計業務を担当する企業の参加資格要件

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門または都市計画及び地方計画部門）を行っている者であること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 公園の設計業務の管理技術者及び照査技術者となる者が、技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）」若しくは「建設部門（都市及び地方計画）」、または R C C M（造園）の資格を有すること。なお、当該技術者は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

エ 建築の設計業務の管理技術者となる者が、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。なお、当該技術者は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

オ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、都市公園法施行令（昭和 31 年法律第 290 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上の実施設計の元請実績を有する者であること。

カ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、公共施設又は類似施設の延べ面積が 600 m²以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の実施設計（新築、増築又は改築に限る。）の元請実績を有する者であること。

キ 応募申込書類提出時点で令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理（設計）」及び申請業種「建設コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、応募申込書類提出までに当該資格を有すると認定された者であること。

ク 複数の者で設計業務を行う場合、ア、ウ、オに関しては公園の当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。また、イ、エ、カに関しては建築の当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。

ケ 複数の者で設計業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業はキで示すいずれかの要件を満たしていればよいものとする。ただし、設計業務を担う構成企業全体でキの要件を全て満たしていること。

(4) 建設業務を担当する企業の参加資格要件

ア 応募申込書類提出時点で建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 公園の建設業務の監理技術者となる者が、一級造園施工管理技士若しくは一級土木施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。なお、当該技術者は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ウ 建築の建設業務の監理技術者となる者が、一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。なお、当該技術者は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

エ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上の建設業務の元請実績を有する者であること。

オ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、公共施設又は類似施設の延べ面積が 600 m²以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築工事（新築、増築又は改築工事に限る。）の元請実績を有する者であること。

カ 応募申込書類提出時点で令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事 A 等級又は B 等級」及び申請業種「造園工事 A 等級又は B 等級」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、応募申込書類提出までに当該資格を有すると認定された者であること。

キ 複数の者で建設業務を行う場合、アに関しては当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。

ク 複数の者で建設業務を行う場合、イ、エに関しては公園の当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。また、ウ、オに関しては建築の当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。

ケ 複数の者で建設業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業はカで示すいずれかの要件を満たしていればよいものとする。ただし、建設業務を担う構成企業全体

で力の要件を全て満たしていること。

(5) 工事監理業務を担当する企業の参加資格要件

- ア 建設コンサルタント登録規程第 2 条の規定に基づく建設コンサルタント登録（造園部門または都市計画及び地方計画部門）を行っている者であること。
- イ 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ウ 公園の工事監理業務の工事監理者となる者が、技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）」若しくは「建設部門（都市及び地方計画）」、または R C C M（造園）の資格を有すること。なお、当該技術者は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- エ 建築の工事監理業務の工事監理者となる者が、一級建築士の資格を有すること。なお、当該技術者は 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- オ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、都市公園法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定される地区公園以上の実施設計若しくは工事監理（発注者支援・施工管理）の元請実績を有する者であること。
- カ 応募申込書類提出時点までの過去 15 年間に完了した、公共施設又は類似施設の延べ面積が 600 m²以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の実実施設計（新築、増築又は改築に限る。）若しくは工事監理（発注者支援・施工管理）の元請実績を有する者であること。
- キ 応募申込書類提出時点で令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理（工事監理）」及び申請業種「建設コンサルタント（造園）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、応募申込書類提出までに当該資格を有すると認定された者であること。
- ク 複数の者で工事監理業務を行う場合、ア、ウ、オに関しては公園の当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。また、イ、エ、カに関しては建築の当該業務を担当する構成企業のうち 1 社が当該要件を満たしていればよいものとする。
- ケ 複数の者で工事監理業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業はキで示すいずれかの要件を満たしていればよいものとする。ただし、工事監理業務を担う構成企業全体でキの要件を全て満たしていること。
- コ 工事監理業務を担当する者は、建設業務を兼務することができない。複数の者で工事監理業務を行う場合、当該業務を担当する各構成企業も同様とする。

4. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

参加資格要件確認基準日の翌日から、本市と基本協定を締結するまでの間において、応募者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、当該応募者は失格とします。

ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合において、参加

資格要件を欠いた法人と同等の能力・実績を有し、かつ、参加資格要件を満たす別の法人を構成企業として加えたうえで、応募者の再編成を本市へ申し入れ、本市がその変更をやむを得ないと認め承諾した場合は、参加資格を有することとします。

第5章 応募の手続き等

1. 募集等のスケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりです。

表 5-1 募集等のスケジュール（予定）

| 項目 | 予定期間 |
|---|---------------------------------------|
| 募集要項等の公表 | 令和 8 年 3 月 31 日(火) |
| 追加資料の配布期間 | 令和 8 年 3 月 31 日(火)～令和 8 年 6 月 5 日(金) |
| 募集要項等に関する質問の受付期間 | 令和 8 年 3 月 31 日(火)～令和 8 年 6 月 5 日(金) |
| 応募申込期間（参加表明書、参加資格 審査申請書類の受付） | 令和 8 年 3 月 31 日(火)～令和 8 年 7 月 3 日(金) |
| 募集要項等に関する質問への回答期 間 | 令和 8 年 6 月 26 日(金)までに順次回答 |
| 個別対話の参加申込期間 | 令和 8 年 3 月 31 日(火)～令和 8 年 4 月 24 日(金) |
| 個別対話の開催期間 | 令和 8 年 5 月 18 日(月)～令和 8 年 5 月 22 日(金) |
| （必要に応じて）個別対話の回答公表 | 令和 8 年 5 月 29 日(金) |
| 提案書作成にかかる現地調査 ※公園内は自由に調査可能。公園管理者のみ が立入るエリアは別途事前連絡 | 令和 8 年 4 月～令和 8 年 8 月 |
| 競争的対話の参加申込期間 | 令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 6 月 5 日(金) |
| 競争的対話の開催期間 | 令和 8 年 6 月 15 日(月)～令和 8 年 6 月 19 日(金) |
| 提案書の受付期間 | 令和 8 年 8 月 17 日(月)～令和 8 年 8 月 21 日(金) |
| 第 2 回選定委員会 第 1 次評価（書類評価） | 令和 8 年 9 月中旬 |
| 第 3 回選定委員会 第 2 次評価（ヒアリング評価） | 令和 8 年 9 月下旬 |
| 選定結果の通知及び公表 | 令和 8 年 10 月下旬 |
| 基本協定締結 | 令和 8 年 11 月中旬 |
| 指定管理者の指定（議決） | 令和 8 年 12 月上旬 |
| 設計工事請負契約 仮契約締結 | 令和 8 年 12 月下旬 |
| 設計工事請負契約にかかる議決 | 令和 9 年 3 月上旬 |
| 指定管理基本協定締結 （指定管理業務の開始） | 令和 9 年 4 月 1 日 |

2. 応募に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

本市公式ウェブサイトにおいて、第1章で示す資料一覧にある募集要項等を公表しますので、ダウンロードしてください。募集要項等の公表以降の予定は、随時公式ウェブサイトにて公表します。

(2) 追加資料の配布

下表に記載する資料について、希望する参加者から追加資料配布（DVD）の申込を受け付けます。

ア 配付期間：令和8年3月31日（火）～令和8年6月5日（金）

イ 配付場所：緑政土木局都市農業課

ウ 配布方法：本市に事前に電話連絡の上、来庁してください。なお、配布を受ける場合は、受け取り時に、別紙7「様式集」様式1「追加資料に関する誓約書」を提出してください。

エ 資料一覧

| 資料名 |
|------------------------|
| 測量成果図面（令和7年10月、CADデータ） |
| アスベスト含有分析調査報告書（令和7年3月） |
| 地歴調査報告書（令和8年3月） |
| 既存図面一式 |
| その他各種図面データ等 |

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 期 間：令和8年3月31日（火）～令和8年6月5日（金）

イ 提出書類：別紙7「様式集」様式2「募集要項等に関する質問書」

ウ 受付方法：提出書類に必要事項を記載の上、事務局あて電子メールにてファイル添付により提出してください。なお、件名を「農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業提案 質問書」としてください。

(4) 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答については、令和8年6月26日（金）までに本市公式ウェブサイトにおいて順次公表します。

(5) 応募申込（参加登録参加表明書、参加資格審査申請書類の受付）

本事業に応募をする方は、必ず参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出してください。応募申込は応募者の代表企業が代表して行ってください。

応募申込の方法は以下のとおりです。

ア 期 間：令和8年3月31日（火）～令和8年7月3日（金）

※個別対話に参加する場合は令和8年4月24日（金）までに提出してく

ださい。

イ 提出書類：「第6章 1.応募申込書類」参照

ウ 申込方法：提出書類を事務局に持参又は郵送

(6) 参加資格審査結果の通知

応募者の代表企業に対して参加資格審査結果を、参加資格審査申請書類の提出から概ね2週間程度で書面により通知します。本市は、参加資格審査通過者に受付番号を通知します。

(7) 提案書作成にかかる現地調査

参加資格審査通過者のうちご希望の方は、提案書作成に向けた現地確認・調査が可能です。公園内は自由に調査可能であり、公園管理者のみが立入るエリアの調査を希望する場合は、事前に事務局まで連絡してください。

(8) 本公募に関する個別対話の実施

募集要項等の充実を図るための個別対話（以下、「個別対話」という。）を実施します。この個別対話は、本市が公表する募集要項等に関して、応募者からの意見を聴取し、募集要項等の不明点を解消し、必要に応じて募集要項等に反映することを目的としています。なお、個別対話に参加しなくても本事業の応募は可能で、不参加をもって審査の不利になることはありません。

個別対話の詳細は、別紙5「対話実施要領」を参照してください。

対話実施日：令和8年5月18日（月）～令和8年5月22日（金）（予定）

(9) 提案内容に関する競争的対話の実施

よりの確な提案を求めるための個別対話（以下、「競争的対話」という。）を実施します。この競争的対話は、本市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、本市の要求水準書等の意図を理解することを目的としています。なお、競争的対話に参加しなくても提案書の提出は可能で、不参加をもって審査の不利になることはありません。

競争的対話の詳細は、別紙5「対話実施要領」を参照してください。

対話実施日：令和8年6月15日（月）～令和8年6月19日（金）（予定）

(10) 提案書類の受付

応募者から本事業に関する提案書を次のとおり受け付けます。なお、一度提出された提案書については、原則、変更等（修正、差換え等）を認めません。

ア 期 間：令和8年8月17日（月）～令和8年8月21日（金）

イ 提出書類：「第6章 2.提案書」参照

ウ 提出方法：提出書類を事務局に持参

(11) 公募の中止

不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者が無いときは、再公募又は公募を取りやめる措置をとる場合があります。

3. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等その他公募にかかるすべての資料の記載内容を承諾したうえで、提案書等を提出してください。

(2) 複数提案の禁止

本事業への提案は、1 応募者につき一つとし、複数の提案はできません。

(3) 追加資料の提出

本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 失格事項

応募者は、次の事項に該当した場合には、本事業への参加資格を失います。

ア 募集要項に示した資格要件を満たしていないことが判明した場合。また、参加資格確認後、提案書提出日までに参加資格要件を満たしていない場合。

イ 提案書に虚偽の記載があったと本市が認めた場合。

ウ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為等、募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合を行っているとして本市が認めた場合。

エ 応募者が、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案金額及び提案内容等を意図的に開示あるいは調整したと本市が認めた場合。

オ 公募開始から優先交渉権者選定結果通知日までに選定委員会の委員へ接触する等、審査の公平性を損なう行為があったと本市が認めた場合。

カ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ その他不正行為が認められた場合

(5) 応募にかかる費用負担

応募に伴う必要な費用は、全て応募者の負担とします。

(6) 提出書類の取扱い

提出された提案書は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

応募者の提案書について行政文書公開請求があった場合、その他本市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、本市にお

いて判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません（名古屋市情報公開条例及び名古屋市情報公開審査会答申については本市公式ウェブサイトに掲載しています。）。

また、本市が必要と認める場合に、提案書の一部を公表することがあります。

なお、優先交渉権者に選定された応募者は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」を作成し、本市に提出していただきます。本市は、優先交渉者及び次点候補者の名称、優先交渉者の「提案の概要」を本市公式ウェブサイトで公表します。

(7) 著作権

本市が示した図書の著作権は本市に帰属し、提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、優先交渉権者に選定された応募者の提案書の著作権は、優先交渉権者が本市と基本協定を締結した時から本市に帰属するものとします。

ただし、次の場合、本市は事前に応募者と協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ア 事業者選定過程等の説明を目的とする場合。

イ 名古屋市情報公開条例（平成 31 年条例第 29 号）に基づく請求に基づき、同条例第 7 条に掲げる情報を除いて、公表する場合。

ウ その他、本市が本事業において公表等を必要と認める場合。（優先交渉権者の提案書に限る。）

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとします。

(9) 応募の辞退

応募申込後に応募を辞退する場合は、別紙 7「様式集」様式 14「辞退届」を事務局に提出してください。

なお、辞退した場合において、今後、本市の行う業務において不利益な扱いを受けることはありません。

第6章 応募時の提出書類

1. 応募申込書類

以下の書類を提出してください。副本は複写でも可とします。書類No.4～9については、すべての構成企業について提出してください。書類No.10, 11については、該当する構成企業のみ提出してください。

表 6-1 応募申込書類一覧

| 書類 No. | 名称 | 別紙 7 様式集 | 部数 | | 電子 データ |
|-----------|---|-------------|----|----|------------|
| | | | 正 | 副 | |
| 1 | 参加表明書兼参加資格審査申請書 | 様式 3 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 2 | グループ構成表及び役割分担表 | 様式 4 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 3 | 事業グループ協定書兼委任状 | 様式 5 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 4 | DB グループ協定書兼委任状 | 様式 6 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 5 | 法人等概要書 (法人等の概要を含むパンフレットを添付) | 様式 7 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 6 | 法人登記簿謄本(発行後 3 ヶ月以内) 及び定款もしくはこれに類する書類 | — | 1 | 12 | PDF |
| 7 | 役員名簿 | 様式 8 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 8 | 法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書(最近 2 年間の滞納がないことを証明できるもの) | — | 1 | 12 | PDF |
| 9 | 財務状況表 | 様式 9 | 1 | 12 | excel, PDF |
| 10 | 決算報告書(直近 3 ヶ年分)(※1) | — | 1 | 12 | PDF |
| 11 | 建築・建設業種の登録・許可を証する書類 | — | 1 | 12 | PDF |
| 12 | 「第 4 章 3. 資格要件」に定める設計・建設・工事監理・指定管理・自由提案事業の各業務の実績を証する書類(契約書の写し等)(※2) | — | 1 | 12 | PDF |

※1 決算報告書では、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書等(連結財務諸表作成会社については連結財務諸表及び単体財務諸表とし、有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しとする)を、公益法人等の場合はこれらに準ずる書類を、それぞれ提出してください。

※2 実績を証明する書類の提出にあたり、法人の合併、分社化、提携等により実績を有する者と参加資格確認申請者の名称が異なる場合、その実績が、参加資格確認申請者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類(様式任意)も提出してください。

2. 提案書

以下の書類を提出してください。副本は複写でも可とします。

表 6-2 提案書一覧

| 書類 No. | 名称 | 別紙 7 様式集 | 部数 | | 電子 データ |
|-----------|--|-------------|----|----|------------|
| | | | 正 | 副 | |
| 13 | 提案提出書 | 様式 15 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 14 | 提出書類一覧表 | 様式 16 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 15 | 宣誓書 | 様式 17 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 16 | I 共通事項 (1) 全体方針 | 様式 18 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 17 | I 共通事項 (2) 実施体制・セルフモニタリング | 様式 19 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 18 | II 整備に関する計画 (1) 整備基本方針 | 様式 20 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 19 | II 整備に関する計画 (2) 整備基本計画 | 様式 21 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 20 | II 整備に関する計画 (3) 個別施設計画 | 様式 22 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 21 | II 整備に関する計画 (4) 施工計画 | 様式 23 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 22 | II 整備に関する計画 (5) 応募者の能力・実績 | 様式 24 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 23 | III 指定管理に関する計画 (1) 基本事項 ア 応募者の取り組み姿勢 | 様式 25 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 24 | III 指定管理に関する計画 (1) 基本事項 イ 応募者の管理運営能力・実績 | 様式 26 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 25 | III 指定管理に関する計画 (2) 管理体制 | 様式 27 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 26 | III 指定管理に関する計画 (3) 公園全体にかかる運営管理計画 | 様式 28 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 27 | III 指定管理に関する計画 (4) 公園全体にかかる維持管理計画 | 様式 29 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 28 | III 指定管理に関する計画 (5) 自主事業施設の運営計画 | 様式 30 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 29 | III 指定管理に関する計画 (6) 連携・協働 | 様式 31 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 30 | III 指定管理に関する計画 (7) 指定管理業務収支計画書 ア 総括表 | 様式 32 | 1 | 12 | excel, PDF |
| 31 | III 指定管理に関する計画 (7) 指定管理業務収支計画書 イ 内訳表 | 様式 33 | 1 | 12 | excel, PDF |
| 32 | III 指定管理に関する計画 (8) 自主事業に係る収支計画書 | 様式 34 | 1 | 12 | excel, PDF |
| 33 | IV 価格提案書 | 様式 35 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 34 | IV DB 請負金額内訳書 | 様式 36 | 1 | 12 | excel, PDF |

| | | | | | |
|----|------------|-------|---|----|------------|
| 35 | 指定管理者指定申請書 | 様式 37 | 1 | 12 | Word, PDF |
| 36 | 対象人件費等計算書 | 様式 38 | 1 | 12 | excel, PDF |

3. 書類の作成方法

(1) 一般的事項

- ア 提出書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- イ 関係法令等を遵守し、かつ募集要項等に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成してください。
- ウ 必要に応じて提出書類一覧に記載したもの以外の書類の提示を求める場合があります。
- エ 提案書については、頁数を付してください。
- オ 提案書については、分かり易さ、見易さに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を使用してください。

(2) ファイル

A4 判縦型ファイルに綴じてください。

(3) 用紙サイズ

様式集に記載する規格に応じた用紙サイズとしてください。ただし A4 判用紙でない資料については、A4 サイズに折り込んで A4 判縦型ファイルに綴じてください。

(4) 印刷方法

原則、応募申込書類は片面印刷、提案書は両面印刷としてください。カラー印刷も可とします。

(5) 綴込方法

左綴じとしてください。

(6) 電子データ

書類は、米マイクロソフト社のワード又はエクセルで作成し、そのデータ及び PDF データを保存した CD-ROM 又は DVD-ROM を書面と合わせて 1 部提出してください。

4. プレゼンテーション資料の提出

「第 7 章 2. 選定の方法等」の第 1 次評価の通過者は、第 2 次評価で用いるプレゼンテーション用資料を以下のとおり提出してください。

- ア 提出書類：プレゼンテーション時発表資料 15 部
A3 サイズ 4 枚以内（両面 2 枚可）で様式は任意です。
- イ 受付期間：第 1 次評価通過者にお知らせします。

- ※ 通知後速やかにご提出いただきますので、予めご準備ください。
- ウ 受付方法：本市へ持参もしくは郵送（締切日必着）

第7章 事業者選定方法

1. 選定委員会の設置

本市は、本事業を実施するにあたり、事業者の選定を適正に行うため、名古屋市都市公園条例第18条の6に基づき、学識経験者等の外部委員から構成する名古屋市公園施設整備等事業者選定委員会を設置します。

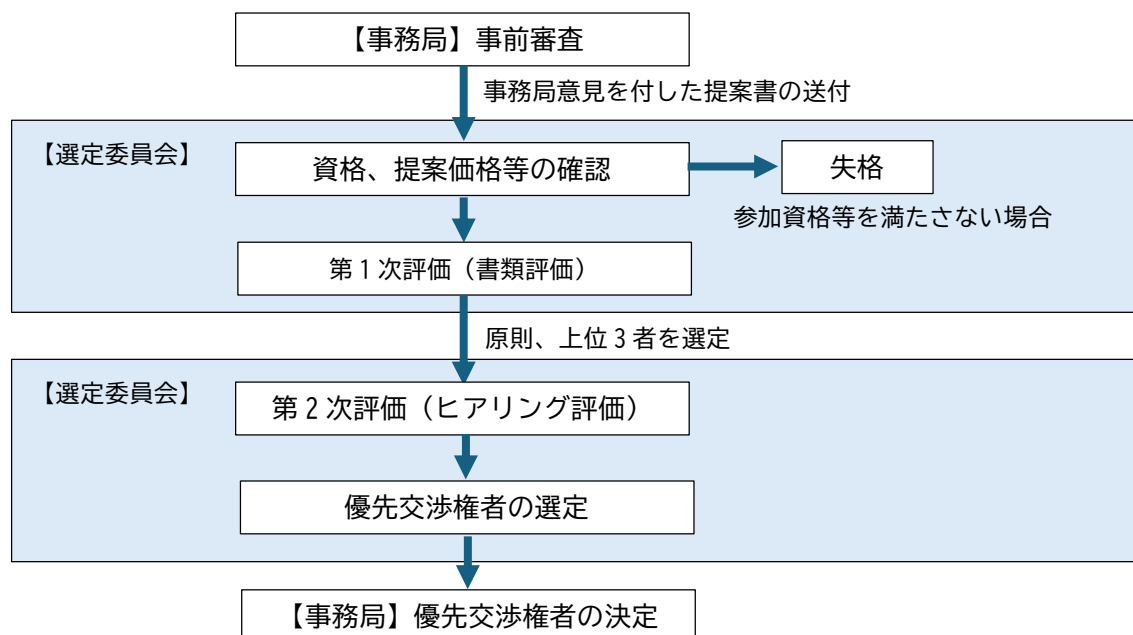
【選定委員会 委員】（敬称略）

| | 氏名（ふりがな） | 所属等 |
|----|------------------|--------------------------|
| 会長 | 向井 清史（むかい きよし） | 名古屋市立大学 名誉教授 |
| 委員 | 布目 已佐子（ぬのめ みさこ） | 名古屋市農業委員会 会長 |
| 委員 | 荒井 歩（あらい あゆみ） | 東京農業大学 地域環境科学部 教授 |
| 委員 | 佐藤 留美（さとう るみ） | 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長 |
| 委員 | 根尾 文彦（ねお ふみひこ） | 桜花学園大学 国際学部 教授 |
| 委員 | 中山 徳良（なかやま のりよし） | 名古屋市立大学 大学院経済学研究科 教授 |
| 委員 | 吉田 由美子（よしだ ゆみこ） | 吉田由美子公認会計士事務所 公認会計士 |

なお、応募者は、優先交渉権者決定前までに、選定委員会の委員に対し、本事業提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、当該応募者は失格となる可能性があります。

2. 選定の方法等

すべての応募者及び提案書に対し事務局にて事前審査を行ったうえで、選定委員会において、書類評価及びヒアリング評価を実施し、優先交渉権者を選定します。選定の方法等に関する詳細は、別紙6「選定基準書」を参照してください。



第8章 本市と事業者の責任分担

1. 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。本事業に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がリスクを負うこととします。

2. 予想されるリスクと責任分担

本市と整備運営事業者の責任分担は、以下のとおり想定するものとし、詳細についてはDB 請負契約書及び指定管理基本協定書で定めます。

なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と整備運営事業者で協議の上、負担者を決定することとします。

表 8-1 リスクと責任分担

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | | |
|-----------|--|---------------------------------------|------|------|
| | | 本市 | 事業者 | |
| 共通 | 募集要項等の不備 | 募集要項等の誤記、提示漏れ、内容の変更の場合 | ○ | |
| | 契約締結 | 本市の責に帰すべき事由により契約締結できない場合 | ○ | |
| | | 事業者の責に帰すべき事由により契約締結できない場合 | | ○ |
| | 許認可等 | 本市が申請を行う許認可等の遅延に関する場合 | ○ | |
| | | 上記以外の許認可等の遅延に関する場合 | | ○ |
| | 事業計画の変更 | 本市の責に帰すべき事由による事業内容の変更 | ○ | |
| | | 上記以外の事由による事業内容の変更 | | ○ |
| | 法令変更 | 本事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更 | | 協議事項 |
| | 税制変更 | 法人税・法人住民税率等の変更 | | ○ |
| | | 消費税（地方消費税を含む）率等の変更 | ○ | |
| | | 上記以外の税制変更 | | 協議事項 |
| | 第三者損害 | 本市の責に帰すべき事由により利用者等の第三者に損害を与えた場合 | ○ | |
| | | 上記以外の事由（不可抗力を除く。）により利用者等の第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| | 物価変動 | 公募後のインフレ、デフレによる設置管理許可施設への影響 | | ○ |
| | 金利変動 | 公募後の金利変動等による収支の影響 | | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金確保 | | ○ | |
| 事業の中止・延期 | 本市の責に帰すべき事由による中止・延期 | ○ | | |
| | 事業者の責に帰すべき事由による中止・延期・破綻 | | ○ | |
| 不可抗力 | 自然災害、暴動、感染症の蔓延等、通常の予見可能な範囲を超える場合の業務の変更、中止、延期、臨時休業、協定解除 | | 協議事項 | |
| 設計 | 設計変更 | 本市の責に帰すべき事由による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延に関するもの | ○ | |
| | | 事業者の提案内容の不備による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延に関するもの | | ○ |
| | 設計期間の延期及び建設着工の遅延 | 本市の責めに帰すべき事由によるもの | ○ | |
| | | 上記以外の要因によるもの | | ○ |
| 要求水準との不適合 | 計画・設計に関する要求水準との不適合 | | ○ | |
| 建設 | 工事費の増大 | 本市の責に帰すべき事由による工事費の増大 | ○ | |
| | | 土壌汚染や地中障害物等、事前調査により判明した事由による工事費の増大 | | 協議事項 |
| | | 上記以外の要因による工事費の増大 | | ○ |

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|-----------|---|-----|-----|
| | | 本市 | 事業者 |
| 工事の遅延・未完成 | 本市の責に帰すべき事由による遅延、又は完工しない場合 | ○ | |
| | 上記以外の要因による遅延、又は完工しない場合 | | ○ |
| 工事監理 | 工事監理に関するもの | | ○ |
| 性能 | 要求水準の未達、不適合（施工不良等を含む） | | ○ |
| 業務開始の遅延 | 本市の責めに帰すべき事由による業務開始の遅延 | ○ | |
| | 上記以外の事由（不可抗力を除く。）によるもの | | ○ |
| 需要変動 | 事業者が実施する事業（設置管理許可による施設の運営、自主事業等）の利用者数の変動による収入の増減に関するもの | | ○ |
| 計画変更 | 本市の責めに帰すべき事由による事業内容・用途の変更 | ○ | |
| | 上記以外の要因による事業内容・用途の変更 | | ○ |
| 運営費の増大 | 本市の責めに帰すべき事由による運営費の増大 | ○ | |
| | 事業者の責めに帰すべき事由による運営費の増大 | | ○ |
| | 上記以外の事由による運営費の増大 | | ○ |
| 安全・セキュリティ | 施設の管理、警備不備等による犯罪（盗難等）、事故等の発生、情報漏洩等 | | ○ |
| 休業 | 施設や機器の不備、施設改修に伴う臨時休業 | | ○ |
| 施設損傷 | 管理上の瑕疵（事業者の責めに帰すべき事由）による施設、設備、備品等の損傷 | | ○ |
| 維持管理コスト | 本市責めに帰すべきの事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大・減少 | ○ | |
| | 上記以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動に関するものは除く） | | ○ |
| 運営コスト | 本市の責めに帰すべき事由による事業内容の変更等に起因する業務量、及び運営費の増大 | ○ | |
| | 上記以外の要因による業務量、及び運営費の増大（物価・金利変動によるものは除く） | | ○ |
| 事業引継ぎ | 事業期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復及び指定管理者の撤収引継ぎに要する費用に関するもの | | ○ |
| 性能 | 要求水準の未達、不適合 | | ○ |

第9章 契約・指定管理者の指定・許可申請に関する事項

1. 事業統括責任者及び業務責任者の配置

(1) 事業統括責任者の配置

優先交渉権者は、事業期間全体にわたり本事業の業務全てを統括する事業統括責任者を選定し、本市の承諾を得てください。また事業統括責任者は、代表企業が直接雇用する正社員としてください。

(2) 業務責任者の配置

事業統括責任者は、DB 業務責任者、指定管理業務責任者を選定し、本市へ届け出てください。各業務責任者は原則変更できないものとしませんが、やむを得ない理由により、本市が認めた場合はその限りではありません。

2. 基本協定

本市は、優先交渉権者が提出した提案書の内容に基づき協議の上、本事業の包括的な役割分担等について定めた基本協定を優先交渉権者と締結します。これにより、優先交渉権者は整備運営事業者となります。基本協定の内容は、別紙8「基本協定書（案）」を参照してください。

なお、本市が優先交渉権者と基本協定を締結するに至らなかった場合、原則として、本市は次点候補者と協議を行い、次点候補者を優先交渉権者とします。

3. DB

本市は、DB 業務について DB グループと DB 請負契約を締結します。DB 請負契約の内容は、別紙9「DB 請負契約書（案）」を参照してください。ただし、契約の締結について名古屋市議会で可決されることが前提のため、議決までは仮契約となります。

4. 設置許可施設の整備

整備運営事業者は、設置許可施設の整備の開始時期までに、整備運営事業者が提出した提案書の内容、DB 請負契約の成果品等に基づき本市と協議の上、本市から施設整備にかかる工事占用許可を受けてください。

原則として、工事占用許可使用料は全額減免とします。

5. 指定管理

(1) 指定管理者の指定

本市は、指定管理の内容について指定管理グループと協議が整った後、指定管理対象施設の指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、本市公式ウェブサイトでも公表します。

(2) 協定の締結

整備運営事業者が提出した提案書の内容、募集要項等に基づき協議の上、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、整備運営事業者（指定管理グループ）と指定管理基本協定を締結します。

(3) 自主事業にかかる設置管理許可

指定管理グループは、指定管理自主事業により管理運営を行う施設について、運営の開始までに、本市から設置許可又は管理許可を受けてください。指定管理グループは許可期間終了時（設置管理許可等を取り消し又は整備運営事業者が事業を途中で中止する場合も含みます）までに設置管理許可施設について原状回復していただきます。

ただし、本市が次期事業者を決定し、整備運営事業者と次期事業者の間で、整備運営事業者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は、この限りではありません。

なお整備運営事業者が設置管理許可施設の原状回復を行わない場合、本市は、整備運営事業者に代わり原状回復を行い、その費用を整備運営事業者へ請求します。

6. 契約、許可申請等に伴う費用負担

優先交渉権者もしくは整備運営事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約、許可申請等の手続きに要する費用は、優先交渉権者もしくは整備運営事業者の負担とします。